

強化プラスチック船規則

強化プラスチック船規則検査要領

強化プラスチック船規則
強化プラスチック船規則検査要領

2022 年 第 1 回 一部改正
2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 40 号／達 第 26 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

強化プラスチック船規則

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 40 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2022 年 6 月 30 日 規則 第 40 号
強化プラスチック船規則の一部を改正する規則

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.4 として次の 1 節を加える。

1.4 検査の準備その他

1.4.1 試験, 衰耗に対する処置等

船舶に搭載された艀装品, 機器, 部品等を交換する場合には, 当該艀装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については, 交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2 章 検 査

2.2 製造中登録検査

2.2.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用して~~はならない~~いないことを確認する。

2.2.3 参考用提出図面及び書類*

-1.(6)として次の 1 号を加える。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする場合は, 2.2.2 の規定による承認用図面及び書類のほか, 次に掲げる参考用図面又は書類を提出しなければならない。

((1)から(5)は省略)

(6) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

附 則

1. この規則は, 2022 年 6 月 30 日から施行する。

強化プラスチック船規則検査要領

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 26 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 26 号

強化プラスチック船規則検査要領の一部を改正する達

「強化プラスチック船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.4 として次の 1 節を加える。

1.4 検査の準備その他

1.4.1 試験、衰耗に対する処置等

規則 1.4.1 の適用上、定期的検査において、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2 章 検査

2.2 製造中登録検査

2.2.1 として次の 1 条を加える。

2.2.1 一般

規則 2.2.1-2. の適用上、規則 2.2.3-1.(6) に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

附 則

1. この達は、2022 年 6 月 30 日から施行する。